

令和元年 第8回蔵王町農業委員会総会議事録

第8回蔵王町農業委員会総会は、令和元年8月26日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	三沢 敏朗	村上 智彦
大和 憲男	山家 照雄	川村 富士男
我妻 義明	佐藤 雄一	杉山 由美子

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

山家 文一	會田 照	平間 昭男
鈴木 好和		

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村上 伸浩
書記	佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	報告事項1 令和元年第6回・第7回蔵王町農業委員会総会議案書の議案の訂正について
日程第3	報告事項2 非農地証明願について
日程第4	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
日程第6	第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
日程第8	第5号議案 非農地証明について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第8回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
只今の出席農業委員は8名、推進委員は9名であります。
山家文一推進委員、會田 照推進委員、平間昭男推進委員、鈴木好和推進委員からは欠席の報告がありました。
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、令和元年第8回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、6番山家一彦委員、7番佐藤ゆり委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 令和元年第6回・第7回蔵王町農業委員会総会議案書の議案の訂正についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により報告]
- 議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
- 議 長 質問はございませんか。
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。
- 議 長 日程第3 報告事項2 非農地証明願の提出がありましたので、内容について事務局に報告をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により説明]
- 議 長 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指名をいたします。1番我妻 茂委員2番玉根可奈委員を指名いたします。
- 議 長 説明と指名がおわりましたので質問を許します。
- 4番委員 11番非農地証明願についての現在の状況で乗馬クラブ・パドックと記載してありますが、営業は行っているのか。
- 事務局 現在、営業はしております。
- 4番委員 何年前から営業を行っているのか。
- 事務局 何時から営業を行っているか事務局では、把握しておりませんが、5年

前位には営業を行っております。

4 番 委 員 現在の状況が雑種地となっており、地目上は農地と思われませんが、固定資産税の課税はどのようになっているか。分かれば教えてください。

事 務 局 詳しい課税状況については、町民税務課固定資産税係に確認しないとお答え出来ませんが、固定資産税は土地の現況地目を確認の上で課税されますので、雑種地で評価されて税金が賦課されていると思われま

事 務 局 この土地についての経緯を申し上げます。この土地は競売物件となり、現在の所有者となっております。以前から現在の状況の乗馬クラブ・パドックとなっており、前所有者が農地転用をしないといけないという認識がなかったと思われま

6 番 委 員 今、事務局の説明を聞いた限りでは、本来は農地転用申請すべきと思われるが如何なものか。

事 務 局 6番委員のご指摘どおりではありますが、農地転用というのは、今現在において農地として耕作している土地を農地以外に転用するというのが趣旨でございます。今、現在において農地としての機能を果たしていない原野化された土地などについては、非農地として扱うのが一般的な取り扱いとなることから、今回、雑種地（乗馬クラブ・パドック）となっていたことから、宮城県及び宮城県農業会議等にも確認した上で、非農地証明願いの取り扱いになりましたのでご理解願います。

6 番 委 員 今回のようなケースが多くなれば、農地転用申請をしなくても黙って農地を転用する方が増えて来るのが懸念されるが如何なものか。

事 務 局 対策といたしましては農地パトロールや農地利用状況調査（一筆調査）において、このような違反転用がないように農業委員及び推進委員で推進していくことが重要であることから、委員皆様のご協力方よろしく願います。

5 番 委 員 今回、申請地の位置図の道路向かいに「山羊」を飼育していて、飼育状況が悪いということがあった事を記憶しておりますが、この辺の指導はどのようなのか。

事 務 局 今回の申請とは関係ありませんが、確かに「山羊」を飼育していたようです。適正な飼育の指導については、環境政策課及び農林観光課の方で行政指導を行ったと聞いております。

5 番 委 員 関連があつてお話ししますが、この所有者は矢附字林前にも競売物件で、水田を買っていて、水田の保全管理が非常に悪い状況となっていて、地区でも問題になっていることから、農地管理について指導方願う。

事務局 長 適切に農地を保全管理するように指導いたします。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 質問がございませんので日程第3 報告事項2 を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

議 長 [7番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

2番委員 今回、個人的な売買であります。農地中間管理機構を通してないのはなぜか、分かればお知らせください。

事務局 長 今回の土地は、農業振興地域でないために農地中間管理機構の交付金を受けられないために個人の売買となりました。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第4 第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第1議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第5 第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) 現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

議 長 [7番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5 第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。

議 長 [7番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

6番委員 なぜ、事前着工したのか。その理由を教えてください。

事務局 現在、申請者からの始末書を回覧しております。始末書に詳しい内容が記載してありますが、事務局より概要をお知らせいたします。今回の太陽光発電施設の土地については、山林が3筆、畑が1筆の計画でございます。こちらの申請地の土地が埋蔵文化財の調査対象の土地となっていたことから、太陽光発電施設事業計画等の変更申請が必要となっております。その計画変更申請を申請者の方で、埋蔵文化財担当の方に申請書を提出して、その確認書が発行されて、本来であれば、その確認書を農地法第5条の許可申請書に添付書類として付けるべきでしたが、申請者が埋蔵文化財から確認書が発行されたことにより、農地転用の許可がおりたものと勘違いして、太陽光発電施設一部を着工してしまったということでもあります。なお、太陽光発電施設の申請に限らず、今後はこのような事態が生じないよう十分に気を付けて指導及び対応して参りますので、ご理解願います。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第6 第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第7 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。

樋口推進委員 参考までに売買価格が分かればお知らせください。

事務局 お答えいたします。申請番号3番については、全面積で1,500千円です。申請番号4番については、全面積で2,500千円でございます。

議長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第7 第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第4議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第8 第5号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 議長 [事務局長朗読により説明]

議長 では、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。

[7番委員により現況報告]

事務局 事務局より補足説明します。先月、非農地証明願申請があつて、総会に報告事項としてかけました。まず、その段階で事務局にて現地調査を行いました。現地は、雑木等が生い茂っている状況で非農地として判断される状況となっております。その後、事業者が事業を進めていく上で、申請地の土地が埋蔵文化財の調査対象の土地となっていたことから、町生涯学習課埋蔵文化財担当の方で試掘調査を行うことにより、樹木等の伐採作業を実施した結果、現況の状況が農地として耕作できる状況になってしまいました。それで、農業委員等の現地調査を行った際にそうした経緯があることを説明して、先程7番委員から説明があつたように判断したものであります。なお、今回埋蔵文化財の調査対象外の土地については、非農地として判断したものでありますのでご理解願います。今後、事業はどのようなになるかは、非農地として判断されなかった土地については、農地転用の申請が必要となります。また、試掘調査の費用は町負担となりますが、本調査を実施するとなった場合は、事業者負担にて埋蔵文化財の調査をすることになりますので、その辺のところを事業者負担までして畜産事業を進めて行くかは、事業者判断になると思われます。

議長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

4番委員 農業振興のためには非常に良いことと思つてはおりますが、今後、仮にこの事業が進んでいくとすれば、生活環境面など近隣住民からの同意が必要になってくると思いますが、その辺はどうなのか。

事務局 今後、事業者がこの事業を進めていくには、まず、埋蔵文化財の本発掘

調査が終わらなければ、次の段階に進めないと思われます。調査と並行しながら、事業を行うに当たっての地元住民説明会を開催して事業についての同意を得ること。また、土地開発事業になりますので、町土地利用対策委員会に事業計画書を提出した上で、各関係各課で必要な許認可及び指導事項を受けてから事業着工という流れになるかと思われます。

議 長 質問はございませんか。

[なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 以上を持ちまして本日の議事日程は全て終了致しました。慎重なご審議に感謝申し上げます。

(午前10時35分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和元年8月26日

議 長

6番

7番
